

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和元年 11月29日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、下記のとおり改正したので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P21	第2 1号特定技能 外国人支援計画の 内容等 (4)生活オリエンテ ーションの実施		【留意事項】 ○ 携帯電話事業者が無料で提供する緊急速報メールは、国や地方公共団体による災害・避難情報等が、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（携帯電話）に一斉に配信されるものですので、災害時に対応するための必要な情報提供として、こちらを活用するよう案内するとともに、対応機種及び受信するための設定方法などについても情報提供してください（詳細については携帯電話事業者のホームページを確認願います。）。